

宇部市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めること及び土砂災害に対し既存不適格建築物の安全を確保することを目的として、市内に存する住宅・建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部について交付する宇部市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第4号に規定するものについては、国、地方公共団体、その他公の機関が所有するものを除く。

(1) 木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（在来軸組工法、桝組壁工法及び伝統工法によるもので、階数が3以下に限る。）をいい、併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）を含む。

(2) 共同住宅

昭和56年5月31日以前に着工された共同住宅のうち、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいい、店舗等の用途を兼ねる共同住宅（店舗等の用途に供する部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。

(3) 建築物

昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1号に掲げる建築物のうち、別表第1に掲げる建築物をいう。（次号に掲げる建築物を除く。）

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。

(5) 建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級

建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。

(6) 建築士事務所

建築士法第23条に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所をいう。

(7) 耐震判定委員会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置要録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。

(8) 補強設計

耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成（建替えを行う場合に必要図書の作成を含む。）をいう。

(9) 共同住宅耐震診断補助事業

共同住宅の耐震診断を実施する事業をいう。

(10) 建築物耐震診断補助事業

建築物の耐震診断を実施する事業をいう。

(11) 木造住宅耐震改修補助事業

木造住宅の耐震性向上を目的とした耐震改修設計事業及び耐震改修事業をいう。

(12) 木造住宅除却補助事業

倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅の除却事業をいう。

(13) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成（建替えを行う場合に必要図書の作成を含む。）をいう。

(14) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修工事を実施する事業をいう。

(15) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

(16) 土砂災害対策改修事業

土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性に有していない建築物を建築基準法令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させる改修事業をいう。

(17) 居住誘導区域

宇部市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、国、山口県又は宇部市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けているものについては、補助金の交付対象事業とはしないものとする。

(1) 共同住宅耐震診断補助事業

- ア 一級建築士事務所に所属する一級建築士が実施する耐震診断であること。
- イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」(平成18年1月25日国土交通省告示184号。以下「基本的な方針」という。)に基づく耐震診断であること。

(2) 建築物耐震診断補助事業

- ア 一級建築士事務所に所属する一級建築士が実施する耐震診断であること。
- イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」(平成18年1月25日国土交通省告示184号。以下「基本的な方針」という。)に基づく耐震診断であること。

(3) 木造住宅耐震改修補助事業

- ア (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。)に基づく耐震診断プログラムを使用した電子計算機での計算結果により上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅を1.0以上とする耐震改修事業であること。
- イ 建築士事務所に所属する建築士の作成した補強計画に基づいた耐震改修事業であること。
- ウ 市内に本店、支店又は営業所を有する施工業者(以下「施工業者」という。)を利用して施工する工事であること。
- エ 土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修事業を併せて実施するもの又は実施したものに限る。

(4) 木造住宅除却補助事業

- ア (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。)に基づく耐震診断プログラムを使用した電子計算機での計算結果により上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅を全て除却する事業であること。

イ 自ら居住する木造住宅を除却し、居住誘導区域内に住み替えること。

ウ 市内に本店、支店又は営業所を有する解体業者（以下「解体業者」という。）を利用して解体する工事であること。

（５）要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

ア 一級建築士事務所に所属する一級建築士が実施する補強設計であること。

イ 補強設計（建替えを行う場合に必要の図書の作成を除く。）については、耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。

（６）要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

イ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。

ウ 補強設計が耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。

エ アの耐震診断及びウの補強計画の策定は、一級建築士事務所に所属する一級建築士が実施したものであること。

オ アの耐震診断は、省令第５条第１項に規定する建築士が実施したものであること。

（７）土砂災害対策改修事業

ア 土砂災害特別警戒区域内の建築物であること。

イ 建築基準法施行令第８０条の３の規定について既存不適格であること。

ウ 建築基準法施行令第８０条の３の規定に適合させる改修工事であること。

エ 建築士事務所に所属する建築士により構造設計及び工事監理が行われた土砂災害対策改修であること。

（補助対象事業者の要件）

第４条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の事業を行う建築物の所有者とし、市税を滞納していない者に限る。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合で、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

２ 補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でない者、又は暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（補助金の交付額等）

第５条 補助金の交付額は、次に定めるとおりとする。

（１）共同住宅耐震診断補助事業

ア 事業に要する費用は、一棟当り 1, 500, 000 円（消費税を除く。）を限度とする。

イ 補助金の交付額は、事業に要する費用の 3 分の 2 以内とする。

(2) 建築物耐震診断補助事業

ア 事業に要する費用は、一棟当り 1, 500, 000 円（消費税を除く。）を限度とする。

イ 補助金の交付額は、事業に要する費用の 3 分の 2 以内とする。

(3) 木造住宅耐震改修補助事業

ア 補助対象額は耐震改修工事に要する経費（耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。）の額から消費税を除いた額とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の 5 分の 4 以内、かつ 1, 000, 000 円／棟を限度とする。

(4) 木造住宅除却補助事業

ア 補助対象額は除却工事に要する経費の額から消費税を除いた額とし、27, 000 円／㎡を限度とする。

イ 補助金の額は、除却工事補助対象額又は当該除却工事に代えて耐震改修工事を行う場合の当該耐震改修工事に要する経費の相当額のいずれか低い方の額に 23% を乗じて得た額以内、かつ 500, 000 円／棟を限度とする。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

ア 補助対象額は補強設計に要する経費の額から消費税を除いた額で、かつ述べ面積 1, 000 ㎡以内の部分は 3, 110 円／㎡以内、延べ面積 1, 000 ㎡を超えて 2, 000 ㎡以内の部分は 1, 330 円／㎡以内、延べ面積 2, 000 ㎡を越える部分は 890 円／㎡以内を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の 2／3 以内、かつ、国の交付金率に県の補助率の 2 倍の率を加えた率以内を限度とする。

(6) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は耐震改修工事に要する経費の額から消費税を除いた額とし、かつ 51, 200 円／㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 56, 300 円／㎡）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額に次式により算出した補助率を乗じた額以内とし、1, 000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{補助率} = 23\% + 131/600 \times 100\%$$

(7) 土砂災害対策改修事業

ア 補助対象額は土砂災害対策改修工事に要する経費の額から消費税を除いた額とし、かつ3,360,000円／棟を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の23%以内を限度とする。

(事前相談)

第6条 第3条(7)に掲げる事業の補助金の交付の申請をしようとする者は、当該申請を行おうとする前年度の9月末日までに事前相談を行わなければならない。

2 前項の事前相談の際は、宇部市土砂災害特別警戒区域等内における既存建築物の土砂災害対策改修補助金事前相談書(様式第1-1号)及び事業予定書(様式第1-2号)を提出しなければならない。

3 相談書の提出があったときは、事業予定内容が補助対象事業として適当かどうかを確認し、適当であると認めるときは、その旨を相談者に宇部市土砂災害特別警戒区域等内における既存建築物の土砂災害対策改修補助金事前確認書(様式第1-3号。以下「確認書」という。)により通知するものとする。この場合において、次条に規定する補助金の交付申請時において必要となる書類その他必要な事項があると認めるときは、確認書に条件を付することができる。

4 確認書は、補助金の交付を相談者に対して決定したものではない。

(交付の申請等)

第6条の2 第3条に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書(様式第2-1号、2-2号、2-3号、2-4号又は2-5号)及び事業実施計画書(様式第3-1号、3-2号、3-3号、3-4、3-6号又は3-5号)を市長に提出しなければならない。第14条の規定による全体設計承認を受けた事業(以下「全体設計承認事業」)については、当該年度に係る補助金交付申請書及び事業実施計画書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をし、補助金交付決定通知書(様式第4号)により前項の申請者(以下「補助対象事業者」という。)に通知するものとする。

3 補助対象事業者は、前条第1項第3号及び同第4号の補助金に限り、その受領を耐震改修又は除却工事を行った業者に委任することができる。この場合、補助対象事業者は、補助金交付申請書に受領委任予定届出書(様式第17号)を添付しなければならない。

(事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

(事業の内容の変更)

第8条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事業変更申請書(様式第5号)を市長に申請しなければならない。

(補助金の交付額の変更の通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付変更通知書(様式第6号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日(当該日が土日祝日の場合は、その直前の平日)のいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式第8号)、土砂災害対策改修事業については、土砂災害対策改修事業完了報告書(様式9号)、木造住宅除却補助事業については、木造住宅除却補助事業完了報告書(様式16号)を市長に提出しなければならない。全体設計承認事業については、当該年度に係る事業完了報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助金額の確定を受けた補助対象事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。全体設計承認事業については、当該年度に係る補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

3 補助対象事業者は、第1項の規定による補助金(第5条第1項第3号及び同第4号に係るものに限る。)の交付請求をするにあたり、その補助金の受領を耐震改修又は除却工事を行った業者に委任する場合は、第1項の補助金交付請求書に補助金の受領に係る委任状(様式第18号)を添付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し補助金返還命令書（様式第13号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（全体計画の承認）

第14条 補助対象事業者は、第2条第11号の事業について工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金交付申請前に当該工事に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体計画の承認申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。当該工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書（様式第15号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

（有効期間）

第2条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する日限りで、その効力を失う。

(1) 国または山口県のこの事業に相当する事業が終了した日

(2) 宇部市耐震改修促進計画の効力が失効した日

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月28日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

建築物の用途	建築物の規模
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数が 2 以上、かつ、延べ面積が 500 m ² 以上
小学校、中学校、義務教育学校又は、中等教育学校の前期課程	階数が 2 以上、かつ、延べ面積が 1000 m ² 以上
高等学校又は中等教育学校の後期課程	階数が 3 以上、かつ、延べ面積が 1000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数が 2 以上、かつ、延べ面積が 1000 m ² 以上
病院又は診療所	階数が 3 以上、かつ、延べ面積が 1000 m ² 以上